

## 川崎市川崎区選挙管理委員会告示第8号

令和7年7月20日執行の参議院神奈川県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所を設ける場所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項において読み替えて準用する同法第39条の規定により、次のとおり指定しました。

令和7年7月3日

川崎市川崎区選挙管理委員会

委員長 中 村 勇 一

| 施設の名称                        | 所在地             | 設置期間              |
|------------------------------|-----------------|-------------------|
| 川崎市川崎区役所<br>12階会議室           | 川崎市川崎区東田町8番地    | 7月4日から<br>7月19日まで |
| 川崎市川崎区役所<br>大師支所仮庁舎<br>2階会議室 | 川崎市川崎区台町26番7号   |                   |
| 川崎市川崎区役所<br>田島支所仮庁舎<br>2階会議室 | 川崎市川崎区田島町20番23号 |                   |